

定額給付金、子育て応援 特別手当の申請受付が



「生活対策」の一環として
昨年10月30日に決定された子
育て応援特別手当についてお
知らせします。これは多子世
帯の幼児教育期の負担軽減を
目的に平成20年度限りの措置
として設けられ、幼児教育期
の第2子以降の子ども1人当
たり3万6千円を支給します。

対象となる子は？

基準日（平成21年2月1日）
において安平町の住民で、小
学校就学前3年間に該当する

※対象となる子と第1子が別
居しているときは、同じ人に
扶養されていることを確認し
ますので、申請の際に健康保
険被保険者証の写しなどが必
要です。

手当の額は？

対象となる子1人当たり3
万6千円を同居している世帯
主に支給。手当の支給は1回
払いです。

問い合わせについて
定額給付金に関することで

いる場合にはご注意願いま
す。

不明な点については定額給付
金プロジェクトチーム（総務
課内）までお問合せください。
☎ ㉙ 2511

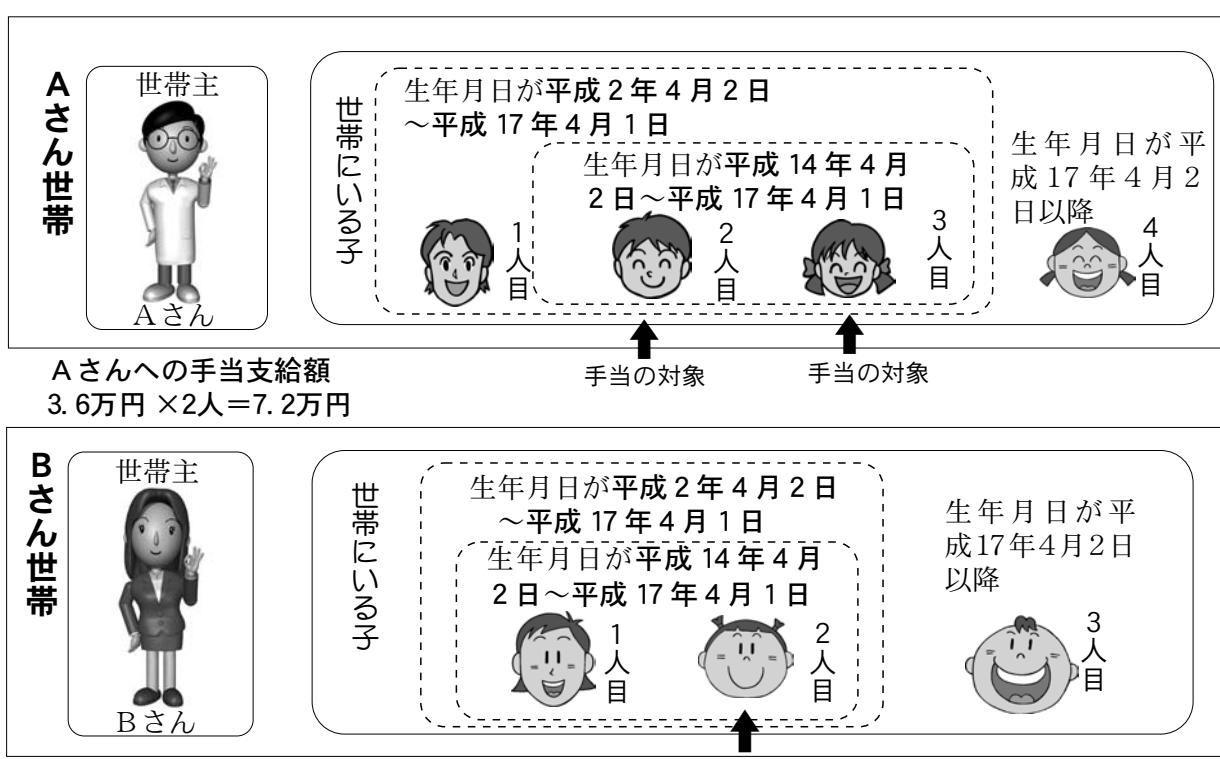
子育て応援特別手当とは

子（平成14年4月2日から平
成17年4月1日生まれ）であ
つて、第2子以降の子ども
が対象となります。

後日、該当する方には役場
から世帯ごとに文書（申請用
紙等）を送ります。

※第2子の判定は、18歳以下
の子ども（平成2年4月2日
以降に生まれ）の中から年齢
順に第1子、第2子と数えて
いきます。

※対象となる子と第1子が別
居しているときは、同じ人に
扶養されていることを確認し
ますので、申請の際に健康保
険被保険者証の写しなどが必
要です。



支給対象と支給額の一例